第1回 甲府交通圏タクシー特定地域協議会

日 時 平成21年10月28日(水)

10:30~12:20

場 所 山梨自動車会館 2 F 会議室

| 10:30 | 【開 会】 尾形首席 | 定刻になりましたので、ただいまから、甲府交通圏タクシー特定地域協議会を開催いたします。 お集まりいただきました関係者の皆様方には、ご多忙の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。 本日の会長選出までの議事進行を努めさせていただきます関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官の尾形と申します。よろしくお願いします。まず、席上に配布しております資料の確認をさせていただきます。 「議事次第」でございます。続いて委員出席者名簿、配席図、資料1 甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(案)資料2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法」制定の背景と協議会の目的資料3 山梨のタクシー業界の状況資料4 適正と考えられる車両数の算定について資料5 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化に関する特別措置法」地域計画をご用意しております。ご確認下さい。資料に不足がございましたら、お申し出ください。よろしいでしょうか。よろしければ、協議会設立の手続きに移らせていただきます。 |
|-------|-----------------|--|
| 10:35 | 【要綱説明】 尾形首席 | 資料1「甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(案)」に基づき概略を説明させていただきます。 資料1に基づき説明。 皆様方にお諮りいたしますので、皆様のご承認をいただけますようお願いします。異議ございませんでしょうか。 異議なしー ありがとうございました。 今後はこの設置要綱に基づきまして協議会での検討を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。 |
| 10:40 | 【構成員紹介】 尾形首席 | 名簿に基づき紹介。 |

10:55

【会長選出】 尾形首席

つづきまして、要綱第5条に基づきまして構成員の中から、会 長を選出いただきたいと存じます。ご推薦ございましたら、ご 発言下さいませ。

ご発言等ないようですので事務局より春原委員を推薦いたしますがいかがでしょうか?

満場一致、了承の挙手

ありがとうございます。

それでは、春原委員に会長をお願いしご挨拶をお願いします。

11:00

【会長挨拶】 春原支局長

只今、本協議会の会長を仰せつかりました山梨運輸支局長の春 原でございます。

委員の皆様におかれましては、多忙の中、本協議会にご参集い ただきまして、誠にありがとうございます。

タクシー事業につきましては、平成14年2月以前は、参入は 免許制であり、需給調整規制が行われ、運賃は、認可制であり ました。

平成8年12月に、政府の規制改革委員会による需給調整規制 廃止等に係る報告、運輸政策審議会の答申を受け、国会審議に より道路運送法の改正が行われ、この結果、平成14年2月よ り、タクシーの需給調整規制が撤廃され、参入は許可制となり、 運賃も、上限認可制となりました。

しかしながら、バブル崩壊以後のタクシー離れで需要が低下する状況下で、タクシー1台当たりの売上げも落ち込み、タクシー事業者の収益基盤の悪化とこれに伴う運転者の労働条件の悪化、サービスの質の低下が発生、することとなりました。

こうしたことを背景とし、平成20年2月より「タクシー事業を巡る諸問題について」国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会において、13回にわたり鋭意検討が行われ、平成20年12月に、タクシーが地域公共交通機関としての機能を維持・活性化するための対策について答申を頂きました。

そして前通常国会において、侃々諤々の審議の末、全会一致で「特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化に関する特別措置法」、通称「タクシー新法」と言っておりますが、これが成立し、10月1日より施行となり、ここ甲府交通圏を含め、全国で141の地域が特定地域に指定されたところであります。

山梨運輸支局といたしましても、タクシー新法の目的である特定地域において、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、タクシー需要の拡大に向けた取り組み、収益基盤の改善のための取り組みや労働条件の改善のための措置が円滑に図られ、もって、利用者利便の増進に資するよう、精一杯努力して参りたいと考えております。

タクシー新法の概要や甲府交通圏におけるタクシー業界の現状

| | | 等について、後ほど、事務局から説明がありますが、委員の皆様方には、甲府交通圏におけるタクシー事業の適正化・活性化に係る地域計画の策定などにどうぞお力とお知恵をお借りしたいと思います。 本日は、どうぞよろしくお願いします。 |
|-------|------------------|--|
| | 【事務局】 尾形首席 | 設置要綱第5条2項の規定に基づき会長が座長を務めることとなっておりますので、今後の議事に関しましては、春原会長にお願いします。 |
| 11:10 | 【事務局長指名】春原会長(座長) | それでは次第に従いまして、ここから先は私が議事を進めさせていただきます。まず、議事に入ります前に、要綱第5条6項に従いまして私の方から事務局の事務局長として、山梨県タクシー協会小澤会長を指名させていただくことを報告させていただきます。では、小澤照彦会長に就任の挨拶をお願いします。 |
| 11:15 | 【事務局長挨拶】 | 山梨県タクシー協会長 小澤氏による挨拶 |
| | 【議事】 春原座長 | それでは、議事に入らせていただきます。時間も限られておりますので、スムーズな議事の進行に、皆様のご協力をお願いします。 議事のうち につきまして、事務局から続けて説明をお願いします。説明の後で受けたのち、各委員の皆様方よりご質問、ご意見を頂くこととします。 |
| 11:20 | 【尾形首席】 | 「本協議会の目的と役割について」 お手元の資料 2 にて「本協議会の目的と役割について」ご説 |
| 11:25 | 【志村専務】 | 明申府技園園に第 料る 与夢ジき巣界の現況について」 資料3に基づき説明。 |
| 11:30 | 【依田】 | つづきまして資料4にて適正と考えられる車両数についてご明いたします。資料4に基づき説明。本協議会の今後の検討の進め方についてつづきまして、本協議会の今後の検討の進め方についてでございますが、資料5にてタクシー適正化・活性化特別措置法で定められてございます地域計画についてご説明いたします。資料5に基づき説明。 |
| 11:35 | 【尾形首席】 | 本協議会の今後の検討の進め方につきまして。私より説明申し上げます。本日の協議会における委員の皆様方からのご意見等を踏まえ、第2回協議会におきましては地域計画の骨子をお示しし、ご検討いただければと思います。 |
| 11:40 | 春原座長 | 資料の説明ありがとうございました。以上事務局より3点に |

ついて 本協議会の目的と役割 甲府交通圏におけるタクシー業界の現況について 本協議会の今後の検討の進め方について 説明いただきましたが、ただいまの説明について、ご質問やご意見、また、甲府交通圏におけるタクシー業界の適正化や活性 化のためのご意見やご提案、さらに、タクシー事業者に対する ご意見や要望等について、何でも結構です。委員の皆様の活発 な発言をお願いします。

全地労 執行委員長 小林氏

山梨貸切㈱に入社して 40 年。時代も様変わりし、経営者も替わり労組そのもののありようも変わった。一般のお客さんも減っているが官公庁、大手企業がタクシーを使わなくなったこと、それと代行の問題が大きい。山梨は東京あたりと違い経営にも家族的な暖かさがあると思っている。会社とは共存共栄していきたいと思っている。なによりも景気回復が第一だと思う。そのあとお客さんが増える施策を考えてほしい。

甲斐市自治会連合会 **天野氏**

- ・個人的にはタクシーがここまで疲弊したのは当時の当局の姿勢に問題があったのではと考えている。なぜ代行の登録権限を警察に任したのか。どういういきさつがあったのかは知らないが問題があったと思う。代行は決して安全に乗れるものではないと思う。
- ・また、事業者に申し上げたいのはよく使う利用者には何らか の措置(チケット制)などあってもいいと思う。親切で利用 しやすいのが一番である。また、減車だけの議論は意味がな い。国からの支援、補助は不可欠であると思う。

甲府市民生福祉会 春風寮事務長 早川氏

- ・バス等は補助金がよく出ているようだが同じ公共交通機関としての位置づけであるタクシーにないのは不公平ではないのか。
- ・国土交通省のホームページを見ていて「地域公共交通づくり ハンドブック」というのもがあり内容的に類似しているよう に感じたがこの協議会との連動性はあるのか。

次回への宿題。

・タクシー協会の説明を聞いて思ったのだがいわゆる預かり減 車という制度は存在するのか?

大阪等で一部あるようだが山梨を含め関東では存在しない 旨、回答。

・18年以降の営収の落ち込みが大きいようだが協会、事業者 の施策は不十分なように感じる。

山梨労働局 岡本氏

特定地域指定は3年間ということだが今後のスケジュールについて教えていただきたい。

年度内には地域計画を策定したいと考えています。

| | | 12月に第2回 1月に第3回 3月に第4回 を予定しています。 |
|-------|-----------------|---|
| 12:00 | 春原座長 | 後日、思いついたようなことがありましたら、いつでも結構です。事務局へお願いします活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。 委員の皆様方からのご意見を踏まえ次回協議会において地域計画の骨子をお示しいたしますのでよろしくお願いします。 次回協議会について事務局長よりお願いします。 |
| 12:05 | 【今後の予定】 尾形首席 | 次回第2回協議会の日程でございますが、会場等の都合の関係で誠に勝手ながら12月11日に開催したいと思います。委員の皆様におかれましては、なにとぞご調整頂きご出席のほどよろしくお願いします。詳細な通知につきましては近日中に郵送にてご連絡いたします。 |
| 12:10 | 春原座長 | 委員の皆様には貴重なご意見、活発な発言議論をいただき、誠にありがとうございます。 議事が全て終了しましたので、これにて、座長の役を降ろさせていただきます。 |
| 12:15 | 【閉会】 春原会長 | 以上を持ちまして、第1回甲府交通圏タクシー特定地域協議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。今後、事務局で本日、委員の皆様方から頂きましたご意見、ご提案を踏まえて地域計画の骨子を作成し、事前に委員の皆様方のお送りし、次回の協議会にご意見等を承りたいと思います。なお、事前に説明をご希望される委員の方は、事務局までお申し付け下さい。また、本日の協議会の議事録につきましても、事務局で作成し、関係の委員の皆様にお送りしますので、ご確認をお願いします。なお、設置要綱第5条第12項の規定により、本協議会は公開となっていますので、必要に応じて議事録も公開することがありますので、あらかじめ、ご了解下さい。 |